

## 令和6年度豊川市電子市政モニター募集要項

豊川市では、市政に対する市民の意見や提言を聴取し各種市政施策の立案や改善などの参考資料として効果的に活用するとともに、市政への市民参加と開かれた市政を実現するため、豊川市電子市政モニター（愛称：とよかわデジモニ）を募集します。

### 1 募集内容等

#### (1) 活動内容

市政に関する各種アンケートへの回答または提言等

#### (2) 募集人員

100人

#### (3) 募集期間

令和6年4月12日（金）～5月20日（月）

#### (4) 応募方法等

豊川市ホームページの所定のページから「あいち簡易電子受付サービス」を利用してお申し込みください。

モニター期間中は同一アドレスを使用するものとし、通信費用等はモニターの負担となります。

なお、応募者多数の場合は、応募者の住所、性別、年齢等を考慮しより幅広く意見が得られるように選考の上、速やかに電子メールにより通知します。

#### (5) 募集案内

広報「とよかわ」、豊川市ホームページ等により募集します。

### 2 モニターの資格等

#### (1) 資格

任期期間中において、要綱第3条の資格を有する者

#### (2) 任期

令和6年7月1日（月）～令和7年3月31日（月）

(3) 謝礼

謝礼の対象者は年度ごとの回答実績が一定以上ある者とし、基準額は下記のとおりとする。

回答回数（回答率）	クオカード金額
3回以上（50%以上）	500円
5回以上（80%以上）	1,000円

※上記の回答回数は、1年度あたり予定したアンケート回数6回を実施した場合のものです。

3 アンケートの実施内容

(1) 実施回数

年間6回（予定）

(2) アンケート形式

選択形式及び自由記述形式

(3) アンケートの実施・連絡等

アンケートは、必要な都度、随時実施します。実施する場合は、その都度、市からモニターへ電子メールで通知します。

(4) アンケート結果の公表等

アンケートの結果については、関係する課に参考資料として送付するとともに、個人が特定できる情報を除き、原則、豊川市ホームページで公表します。

4 要綱等

(1) 豊川市電子市政モニター実施要綱

(2) 豊川市電子市政モニター募集要項

5 問合せ先

豊川市役所企画部秘書課広報広聴係（本庁舎2階）

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

電話 0533-89-2121 FAX 0533-89-2124

E-mail info@city.toyokawa.lg.jp